

改 定 後	改 定 前
<p>第4条（活動事項）</p> <p>本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。</p> <p>1) 大規模災害により被災した<u>看護学生</u>、<u>看護学研究者</u>に対し、<u>支援金を給付するため申請受付・選考と理事会への推薦</u>を行う。</p> <p>2) 3) 4) (略)</p> <p>第5条（資金）</p> <p>第2条の目的を達成するための資金として、<u>寄付金ならびに一般会計からの繰り入れ金（災害支援特別会計）</u>をこれにあてる。</p> <p>附 則</p> <p><u>この規約は、平成30年5月20日に改定し施行する</u></p>	<p>第4条（活動事項）</p> <p>本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。</p> <p>1) 大規模災害により被災した看護学研究者等に対し、<u>本学会活動への参加に要する会費等の経費を給付するための選考と理事会への推薦</u>を行う。</p> <p>2) 3) 4) (略)</p> <p>第5条（資金）</p> <p>第2条の目的を達成するための資金として、<u>支援金</u>をこれにあてる。</p> <p>附 則</p> <p><u>(新設)</u></p>